



ミツヒロニュース



初夏を迎え、今年も暑い日が続きます。皆さまどうぞ体調管理にお気をつけください。

事業承継税制の特例措置は令和9年12月で終了予定となっており、令和10年1月以降の新制度について議論が始まります。大幅な改正が見込まれ、株価上昇の可能性もあります。

今年から来年にかけて、株式の贈与など事業承継の対策を早めに検討されることをおすすめします。制度変更の動向を注視し、計画的な準備が重要な時期です。

光廣 昌史

今月のトピックス

- ◇全損保険のピーク到来に備える
—いま求められる「出口戦略」とは
- ◇相続取得株式の自己株化
みなし配当課税なし
- ◇国外払いの源泉所得税の特例
「みなし国内払い」とは？
- ◇今月のお勧めセミナー
「生前贈与」を活用した相続対策
- ◇あとがき
「新入社員紹介」

全損保険のピーク到来に備える

—いま求められる「出口戦略」とは

2019年の税制改正以前に活用されていた全額損金（全損）型の法人向け生命保険が、2026年から2032年にかけて解約返戻率のピークを迎えます。多くの企業にとって、このタイミングは資金回収の好機である一方、対応を誤ると税負担の増加や資金効率の低下を招く重要な局面です。今回は、押さえておくべきポイントを3つに整理して解説します。

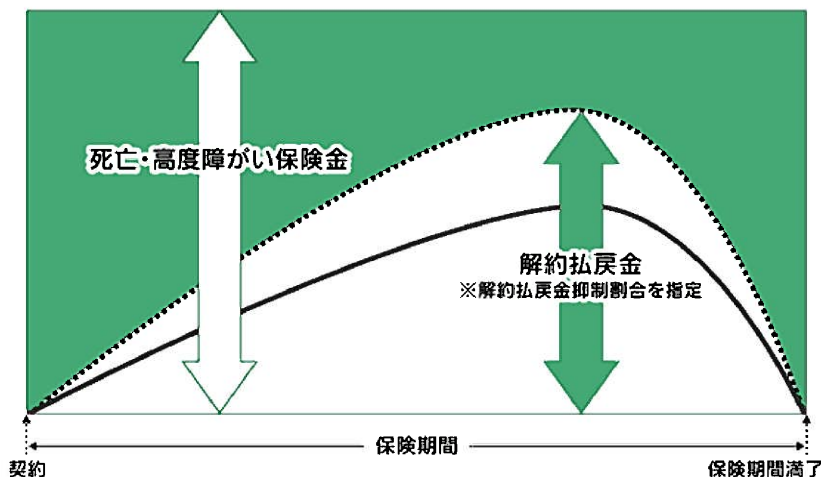
1. 「ピーク解約＝正解」とは限らない（税負担の問題）

全損保険は、支払保険料の全額を損金として計上できる仕組みにより、法人税の圧縮と将来資金の確保を両立できる手法として活用されてきました。

特に税制改正前には駆け込み需要もあり、多くの企業が加入しています。

まず押さえておきたいのが「解約返戻率のピーク」です。多くの契約では加入から5～10年で返戻率が最大となり、このタイミングで解約することで効率よく資金を回収できます。

しかし、解約返戻金は全額が益金（雑収入）として計上されるため、そのまま受け取ると大きな税負担が発生します。



(次頁へつづく)

ミツヒロニュースの発送等に関するお問い合わせは、総合企画部 下田・和田まで

<http://www.office-m.co.jp/> Tel 082-294-5000 Fax 082-294-5007 mail to : info@office-m.co.jp

例えば、年間 500 万円を 10 年間支払った場合、累計保険料は 5,000 万円となります。返戻率 80%で解約すると 4,000 万円が戻りますが、実効税率 30%と仮定すると約 1,200 万円の納税が必要となり、手元に残る資金は 2,800 万円にとどまります。節税のつもりが、結果として資金効率を下げってしまう可能性もあるのです。

【シミュレーション：年間保険料 500 万円・10 年加入の場合】

支払い保険料累計	5,000 万円
解約返戻金	4,000 万円 (返戻金 80%)
納税額 (実効税率 30%仮定)	1,200 万円
最終的に手元に残る現金	2,800 万円

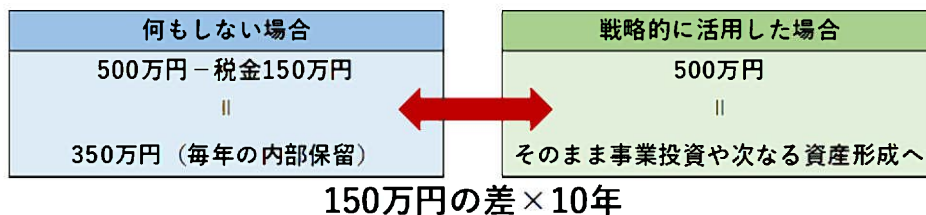
2. 解約と同時に「保障の空白」が生まれる

全損保険を解約すると、同時に大きな死亡保障も消滅します。加入当時よりも企業規模が拡大している場合、経営者に万が一のことがあった際の影響はより深刻になります。

そのため、解約は単なる資金回収ではなく、「現在の会社規模に見合った保障の再設計」を行うタイミングと捉える必要があります。保障を軽視した判断は、将来のリスクを高める要因となります。

3. 解約後の資金をどう活かすか (出口戦略の本質)

これまで保険料として支出していた資金 (例：年間 500 万円) は、解約後はそのまま利益として計上され、毎年課税対象となります。この「年間 150 万円」の差が、10 年後には 1,500 万円を元手とした大きな差になって現れます。



つまり、これまで社外に積み立てていた「攻めの資金」を、どのように再活用するかが問われます。こうした課題に対し、いくつかの有効な出口戦略が考えられます。

- ① 部分解約……………契約の一部のみを解約することで、保障を維持しながら資金を段階的に活用でき、急激な利益計上を避けることが可能です。
- ② オペレーティングリースの活用……………解約返戻金を設備投資などに振り向け、リース費用として損金計上することで、税負担の平準化が期待できます。
- ③ 事前確定届出給与の活用……………あらかじめ税務署へ届け出ること、役員賞与を損金算入できる制度を活用し、解約返戻金を計画的に分散させることが可能になります。

このほかにも、払済保険への変更や契約の継続、退職金や事業承継資金への活用など、選択肢は多岐にわたります。重要なのは、これらを単なるテクニックとしてではなく、「納税対策」「保障の再構築」「資金の再投資」という 3 つの視点で総合的に検討することです。

4. まとめ

全損保険のピークは、単なる解約のタイミングではありません。企業にとっては、財務戦略を見直し、次の成長に向けた資金の使い方を再設計する重要な機会です。

ピークを迎えてから対応するのではなく、数年前から準備を進めることで、最終的な手元資金や経営の安定性に大きな差が生まれます。いま求められているのは、「いつ解約するか」ではなく、「どう活かすか」という視点です。

自社にとって最適な出口戦略を描くことが、これからの経営の質を左右するといえるでしょう。



相続取得株式の自己株化 みなし配当課税なし

1. 非上場自己株取得の場合の課税原理

会社の自己株式取得は、資産の取得ではなく、減資と同じ株主資本の部分清算と解するのが税務原則であり、取得自己株数に対応する出資元本を超える払戻し部分について清算配当とみなす扱いになります。その所得は、累進税率の総合課税の配当所得として課税されます。

2. 税引き手取りがマイナスとなる過酷な場合

ところで、非上場株式を相続したため、相続税の納税資金に困り、発行会社に株式買取りを要請することがあります。その場合、相続税と所得税の二重の課税で手取りの著しい減少となる場合があります。最大で、相続税 55%、所得税と住民税 55.945%（所得税 45%+住民税 10%+復興特別所得税）です。そういう状況に、全負担の緩和をもたらしてくれる特例があります。

3. 過酷を緩和してくれる特例

以下の条件を満たす場合、その株式譲渡対価の全額を非上場株式の譲渡所得の収入金額とし、その収入金額から取得費および譲渡に要した費用を控除して計算した譲渡所得金額は、申告分離課税で一律 20.315%（所得税 15%+住民税 5%+復興特別所得税）の課税になる、というものです。

最大のケースで、35.63%（55.945% - 20.315%）の税負担が軽くなります。

なお、取得費を計算する際には、その財産に対応する相続税額を取得費に加算できる特例もあるので、その適用を受けることもできます。

4. 対象者・対象物・手続き

- ①相続または遺贈により取得した財産の中に非上場株式があり、その相続または遺贈について納付すべき相続税額がある個人
- ②相続取得した非上場株式をその発行会社に相続税の申告書の提出期限の翌日以後 3 年を経過する日までに譲渡し、この特例に係る「届出書」を発行会社に提出する必要があります。
- ③発行会社は、譲り受けた日の属する年の翌年 1 月 31 日までに本店または主たる事務所の所轄税務署長に届出書を提出する必要があります。

5. 高税率でない場合にはみなし配当のまま

ただし、いつでも配当課税より譲渡課税が有利というわけではありません。所得が低い場合には、総合課税+配当控除の方が有利になることもあります。



国外払いの源泉所得税の特例「みなし国内払い」とは？

1. 非居住者等への支払いには要注意！

経済のグローバル化が進む中で、中小企業でも、海外の非居住者や外国法人との取引が増えてきました。このような取引が増えると、支払事務に際して、源泉徴収義務が生じるケースも多くなります。いろいろと税法のルールの確認が必要です。

例えば、非居住者等の国内源泉所得の支払を行った場合、「納税地」はどう考えればよいのでしょうか？原則的には、「支払事務を取り扱う事務所等の所在地」が源泉所得税の納税地となります。この場合、「支払地」自体ではなく、「支払事務をどこで行っているか」が判断のポイントとなります。

2. 「支払事務を取り扱う場所」とは？

次の事例は、国内源泉所得が「国内払い」で行われたものとして取り扱われます。

<事例1>

当社（内国法人）は、A国の外国法人から日本での特許使用許諾を受け、使用料を支払うこととなった。たまたま、役員がA国に出張するため、現地で支払った。

この場合、使用料の対価に源泉所得税（国内法では20.42%）が課され、支払事務（支払額の計算、支払資金の用意、支払の一連の手続）が国内で取り扱われたと考えます。源泉所得税の考え方では、この支払は「国内払い」と判定され、支払月の翌月10日までに徴収額を納付する必要があります。

3. 「みなし国内払い」とは？

ただし、支払が「国外払い」であっても、「国内払い」とみなされる場合もあります。

<事例2>

当社（内国法人）は、B国の外国法人が有する日本所在の土地の譲渡を受けた。譲渡対価は、当社のB国支店が現地で開設した銀行口座から外国法人の口座へ送金した。

この場合、土地の譲渡対価に源泉所得税（国内法では10.21%）が課されますが、支払事務を取り扱う場所が国外（B国支店）にあり、日本国内には源泉所得税の納税地は存在しません。ただし、支払者（当社）が国内に事務所等を有する場合（この事例では当社の本店が日本）は、国内で支払うものとみなして源泉徴収を行うこととなります（みなし国内払い）。このときの納付期限は、支払月の翌月末日となり、通常の国内払いの翌月10日より少し猶予があります（海外送金や円換算など事務負担を考慮）。

参考文献： ■ゆりかご

5月 今月のお勧めセミナー

第2回 家族を幸せにする相続セミナー 「生前贈与」を活用した相続対策

生前贈与は、相続対策の中でも有効な方法の一つです。第2回は、「贈与税のしくみ」と「生前贈与を活用した身近な相続対策」についてお話しします。ぜひ、ご参加ください。

（開催日5月13日（水）セミナー概要は、別紙案内をご覧ください。）

あしがき 初めまして、この4月から第2業務部に配属になりました村上と申します。

今年の3月に大学を卒業し、入社してから1か月が経ちました。この1か月で色々なことを学ぶことができました。しかしながら、まだまだ至らないところが多々あると思います。そこで、これから学ぶことを素早く吸収し、少しでも早く一人前になりたいと考えております。今まで以上に精一杯頑張りますので、今後ともよろしくお願いいたします。



【発行】株式会社オフィスミツヒロ 代表取締役 光廣 昌史

税理士法人光和パートナーズ 社員税理士 光廣昌史 / 社員税理士 中山昌実

〒730-0801 広島市中区寺町5番20号 Tel 082-294-5000

Fax 082-294-5007 URL <https://www.office-m.co.jp/>

